

Electrical Communication Laws

1 unit (selection)

Part-time Lecturer

Target) 無線局を開設，運用するにあたり，その基本となる電波法を解説する。そして無線局の設備管理がどのように行われているのかを習得させると共に，関連の政令，省令についても内容を解説し，具体的な無線局の運用法を習得させる。

Outline) 電波法の目的，定義及び無線局の免許，設備に係わる規定など主に第1級陸上特殊無線技士及び第2級海上特殊無線技士に係わる法規を解説し，無線局を開設，運用管理するための知識を養成する。

Goal)

1. 第2級海上及び第1級陸上特殊無線技士に必要な電波法を理解すること。
2. 無線局の開設・運用・管理方法を理解すること。

Schedule)

1. 電波法の概要
2. 総則
3. 無線局の免許
4. 免許の手続・変更
5. 無線従事者
6. 無線局の運用
7. 無線局の運用と業務書類
8. 無線設備
9. 無線設備と監督
10. 電波利用料と罰則
11. 国内関係法令と電気通信事業法規
12. 電気通信事業法規
13. 国際法の概要
14. 国際法規
15. 期末試験

Evaluation Criteria) 講義への参加状況及びレポートの提出状況と内容を40%，小テスト及び最終試験の成績を60%として評価し，合計60%以上で合格とする。

Relation to Goal) (A) 教養・倫理 30%，(D) 専門基礎 30%，(E)[主目標] 専門分野 (電気電子システム)40%

Textbook)

- ◇ 「法規 一陸特・二陸特・国内特用 無線従事者養成課程用標準教科書」(電気通信振興会)

- ◇ 「法規 一海特・二海特・レ海特用 無線従事者養成課程用標準教科書」(電気通信振興会)

Contents) <http://cms.db.tokushima-u.ac.jp/cgi-bin/toURL?EID=216435>

Student) Able to be taken by night course student of same department

Contact)

⇒ Akutagawa (工学部電気棟3階北 C-5, +81-88-656-7477, makutaga@ee.tokushima-u.ac.jp) MAIL (Office Hour: Thu. 18:00 - 20:00, Fri. 17:00 - 18:00)

Note)

- ◇ 3単元及び6単元が終了すると，レポート提出及びテストを実施するので，毎回の予習，復習は，欠かさず行うこと。
- ◇ 授業を受ける際には，2時間の授業時間毎に2時間の予習と2時間の復習をしたうえで授業を受けることが，授業の理解と単位取得のために必要である。